

第1回 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会

次 第

日時：令和5年6月5日（月）

午後7時から

場所：中部地区会館403集会室

	内 容
委 嘱 等	1 委嘱書交付式 2 市長挨拶 3 委員・事務局紹介
開 会	
議 題 1	座長及び副座長の選任について
議 題 2	会議の公開に関する運営要領の制定について
議 題 3	武蔵村山市第五次男女共同参画計画の策定について
閉 会	

資 料

- 1 第一回武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会 次第
- 2 資料1 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱
- 3 資料2 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会委員名簿
- 4 資料3 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）
- 5 資料4 武蔵村山市第五次男女共同参画計画策定スケジュール（案）
- 6 資料5 武蔵村山市第四次男女共同参画計画～ゆーあいプラン～

武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱

令和 5 年 5 月 1 6 日
訓令（乙）第 1 4 6 号

（設置）

第 1 条 武蔵村山市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な計画となる武蔵村山市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 市民懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の策定に当たり必要な調査・検討及び報告に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 市民懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 1 0 人をもって組織する。

- （1）識見を有する者 1 人
 - （2）武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱（平成 1 2 年武蔵村山市訓令（乙）第 2 1 号）第 3 条第 2 号に規定する委員 5 人
 - （3）公募による市民（住民基本台帳に記録されている満 1 8 歳以上の者に限る。） 4 人
- 2 市長は、前項の規定により委員を委嘱しようとするときは、男性及び女性の数なるべく同数となるように配慮するものとする。

（座長及び副座長）

第 4 条 市民懇談会に、座長及び副座長 1 人を置く。

- 2 座長は前条第 1 項第 1 号に掲げる委員をもって充て、副座長は委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 市民懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 市民懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

（庶務）

第 7 条 市民懇談会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が市民懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 6 日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会 委員名簿

敬称略

氏 名	選出区分	所属団体等
諸橋 泰樹	識見を有する者	フェリス女学院大学
市川 真子	市民委員会委員	市民委員会公募委員
椎野 芳挙	市民委員会委員	市民委員会公募委員
中村 貴代	市民委員会委員	市民委員会公募委員
堀上 みち子	市民委員会委員	中原自治会
森本 秀子	市民委員会委員	むさしむらやま子ども劇場
池村 進	公募市民	懇談会公募委員
小山 直之	公募市民	懇談会公募委員
厨川 公資	公募市民	懇談会公募委員
谷原 輝美	公募市民	懇談会公募委員

武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）

令和 5 年 月 日

武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会決定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 市民懇談会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

2 公開は、市民に会議を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第 1 号様式）を市民懇談会の座長（以下「座長」という。）に提出しなければならない。

2 座長は、傍聴を認めたときは、承認書（第 2 号様式）を交付する。

（許可しない者）

第 4 条 座長は、次の各号のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

(1) 銃器、棒その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。

(4) 私語、談笑をしないこと。

(5) 写真等の撮影又は録音をしないこと。ただし、武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱

第 7 条に定める庶務が行う広報に用いるための撮影及び議事内容の確認のための録音は、座長が認める範囲において可能とする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

（傍聴人に対する指示等）

第 6 条 座長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 座長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

（会議録）

第 7 条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、市民懇談会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

4 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱第 7 条に定める協働推進課は、必要に応じて、会議状況の撮影及び録音を行うことができるものとする。

（委任）

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮り定める。

第1号様式（第3条関係）

令和 年 月 日

武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会座長 殿

氏 名 _____

傍 聴 申 込 書

武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会の会議を傍聴したいので申し込みます。

番号	傍聴人氏名	傍聴人住所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

備考 傍聴人氏名、住所欄には、申込者を含めて記入してください。

令和 年 月 日

承認書

申込みのあった武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会の傍聴を承認します。
傍聴の際は、下記の事項を守ってください。守らないときは、退場を命ずることがあります。

記

- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑をしないこと。
- 5 写真等の撮影又は録音をしないこと。
- 6 その他、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 7 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会の座長の指示に従うこと。